



## 1. 土地台帳閲覧停止について『御前崎市からのお知らせ』

平成14年度の税制改正により、他の所有者の土地・家屋の評価額を縦覧することができるようになりましたが、プライバシー保護の観点から所有者の住所・氏名は公表しないことになっています。

現在行っている土地台帳の閲覧サービスが、法に抵触する恐れがあるため、土地価格 縦覧帳簿等の固定資産の縦覧期間中に限り、土地台帳の閲覧サービスが一時停止され ます。

停止期間は次のとおりです。

令和3年4月1日(木)~令和3年5月31日(月)

問い合わせ先 御前崎市役所 管理課 0537-85-1124

御前崎市役所 税務課 O537-85-1114

# 2. 土地台帳、家屋台帳及び土地地籍図の窓口閲覧廃止について『浜松市からのお知らせ』

浜松市では、固定資産税に関する既存事業見直しの結果、<u>令和4年4月1日より</u> 名寄帳(固定資産課税台帳)の閲覧業務以外の窓口閲覧業務を廃止します。

[令和3年度(~令和4年3月31日)の閲覧について]

令和3年度中に閲覧できる情報は、<u>賦課期日(令和3年1月1日)現在のもの</u>です。 (賦課期日後の登記異動情報は反映されません)

「令和4年度以降(令和4年4月1日~)について」

登記情報や公図の入手は、法務局浜松支局(浜松合同庁舎5階)、法務局証明サービスセンター(北区/浜北区役所内)や、インターネットの「登記情報提供サービス」(https://www1.touki.or.jp)をご利用下さい。

※令和3年9月(予定)から、浜松市全域の「土地デジタル地番図」が無料で閲覧・ 印刷が可能となります。(公開日は、決定次第、浜松市HPで案内されます。)

「土地デジタル地番図」は、公図を基に、現況と公図のずれ等についての修正を 市で独自に加えて作成したデジタルデータです。

問い合わせ先 浜松市市役所 財務部資産税課 053-457-2157

#### 3. 空き家バンクの開設について『磐田市からのお知らせ』

磐田市では、令和3年4月より「磐田市空き家バンク」を開設します。

条件を満たす中古住宅物件を、建築住宅課あてに登録申請いただくと、内容確認後に 磐田市のホームページ上に掲載され購入希望者に情報提供されます。

登録の申請は、3月17日(水)より受付ており、申請用紙はダウンロードができます。 詳しくは、4月上旬に配布される資料もしくは磐田市のホームページをご覧下さい。 また、「磐田市空き家バンク」に登録された中古住宅購入した場合、国のグリーン住 宅ポイント制度の対象となりますが、ポイント申請時には市が発行する「空き家バン ク登録等証明書」が必要となります。条件等詳しくは国土交通省HPをご覧下さい。

問い合わせ先 磐田市役所 建築住宅課 0538-37-2706

空き家バンクホームページ

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kurashi\_tetsuzuki/juutaku\_pet\_seikat su/1009122/index.html

### 4. 西部支部第8回定期大会開催のお知らせ

◎日 時:令和3年4月28日(水)午後1時30分開始

◎場 所:グランドホテル浜松 2F 鳳凰の間

通知を**4月1日(木)**に郵送しますので、<u>返信ハガキは**令和3年4月25日(日)**まで</u>に、必ずご投函下さい。

※欠席される場合: 「委任欄」のご記入もお願いいたします。記載方法は、案内通知に同封の記載例を参考に正確にご記入下さい。正しく記載されない場合、委任状が無効となる恐れもありますので、

ご協力をお願いいたします。

※大 会 資 料:事前に郵送配布いたします。

お手数ですが**当日必ずお持ち下さい**。

※内容へのご質問: FAX にて令和3年4月26日(月)正午までに事務局宛お送り下さい。

★本部からの通知により、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、多人数に よる会議等の自粛を求められています。

**多人数が集まることを避けるため、できる限り委任状によるご出席を**ご検討願います。

## 5. 「抽選会」のご案内

例年新年会において抽選会を行っておりますが、コロナ禍のためやむを得ず中止を いたしました。

準備いたしました景品を、4月1日(木)に郵送いたします第8回支部定期大会通知及び抽選会案内の内容にて抽選を行いますので、通知文書等を必ずお読み下さい。